

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和元年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年七月三日奈良県指令高土第三一―八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十月九日高土第九四三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十月九日高土第三八八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市八川一四二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三九三番地

株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市八川一四二番一の一部

下水道 葛城市八川一四二番一の一部